

## 第7回志摩市景観審議会 議事録（概要版）

会議の名称		第7回志摩市景観審議会	
開催日時		平成30年10月30日（木）午後1時00分～	
開催場所		志摩市役所6階 602・603会議室	
事務局		志摩市 建設部 都市計画課	
出席者	委員	【出席委員】浅野 聡、鈴木 洋子、金丸 雄一、出口 禎子、井上 恵子 【欠席委員】林 州啓、内田 清隆、田邊 学、松井 源紀	
	事務局	森本 浩（建設部長）、柴原 秀二（都市計画課長）、 坂口 裕康（都市計画課 都市計画係長）、山本 陽平（都市計画課 都市計画係）	
公開・非公開		公開	傍聴者数 0人
非公開・一部非公開の場合の理由		志摩市情報公開条例第9条に規定する情報が含まれる個別案件を審議するため	
<p style="text-align: center;">— 開 会 —</p> <p>事務局（柴原）</p> <p>浅野会長</p> <p>事務局（山本）</p> <p>金丸委員</p>		<p>○事務局の挨拶</p> <p>○本日の配付資料の確認</p> <p>○欠席者の報告</p> <p>○会長の挨拶</p> <p>○審議会の開催要件の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席者5名、欠席者4名（林委員・内田委員・田邊委員・松井委員）</li> <li>・志摩市景観規則第24条第2項に規定を満たすことの報告。</li> </ul> <p>議事（1）志摩市景観計画に基づく届出件数（～H30.10.31）</p> <p>○事務局の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1に基づき説明。</li> </ul> <p>（民間事業者からの届出）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 届出総数は現在27件。太陽光関係は工作物10件、造成4件。</li> <li>b. 平成29年度が35件であり、現時点では若干多い。太陽光関係も微増。 ※ただし、特に太陽光発電の設置がピークだった平成28年度に比べると少ない。</li> <li>c. 特に景観上で問題となるような案件はない。</li> </ol> <p>（官公庁からの届出・通知）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a 平成30年度の届出総数は現在3件。例年より少し少ない程度である。</li> <li>b. 特に景観上で問題となるような案件はない。</li> </ol> <p>○ご意見・ご質問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度の案件であるが、風力発電の届出はその後どうなったか。</li> </ul>	

事務局（山本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その後、基準を詳細に教えてくれないかという相談があった。その際には、田邊委員にも相談し、景観審議会で定めている風力発電施設の基準について具体的に事業者の説明した。その後、具体的な話はなく、話は進んでいない。</li> </ul>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後はできれば届出があった場所や全体の分布図、届出があった事例を写真で紹介していただきたい。特に、市が指導して当初案から色彩を変更した場合や、景観計画に基づいて景観誘導した成果などの事例があれば、報告してもらえるとありがたい。</li> </ul>
事務局（山本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・了解した。次回以降、そのような資料を作りたい。</li> </ul>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考までに官公庁からの2件の通知の行為はどのような案件か。</li> </ul>
事務局（山本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1件は三重県からの通知であり、磯部町五知につながる新しい道路を建設する際の土地の形質の変更である。残りの2件は志摩市からの通知であり、学校や保育所の大規模改修などに伴う色彩の変更などである。</li> </ul>
事務局（山本）	<p>議事（2）志摩市景観計画の改訂</p> <p>①横山展望台の改修に伴う新たな視点場の設定について</p> <p>○事務局の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料2に基づき説明。</li> <li>・前回の審議会での新たな視点場を見学した際の意見の振り返り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 「天空カフェテラス」2階部分を引き続き視点場とするのがベストである。</li> <li>b. 「そよ風テラス」も視点場かビューポイントとして計画に反映してほしい。</li> </ul> </li> <li>・パターン別に新旧の眺望保全エリアを比較。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 「天空カフェテラス」2階部分を視点場とした場合の眺望保全エリアはほとんど変わらない。</li> <li>b. 「そよ風テラス」を視点場とした場合の眺望保全エリアもほとんど変わらない。</li> </ul> </li> <li>・事務局の最終的な方針として以下の内容で決定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 新たな視点場は、「天空カフェテラス」2階の真ん中の手摺から1m、視点の高さ1.5mのところと決定した。さらに、天空カフェテラスは1階からの景色や2階からの景色をすべて含んで、ビューポイントとして、志摩市景観計画の「誇れる視点場」として追記。</li> <li>b. 「そよ風テラス」は、新たな基準の視点場の話もあったが、眺望保全区域のエリアもほとんど変わらない状況であるため、こちらもビューポイントとして、志摩市景観計画の「誇れる視点場」として追記。</li> <li>c. 展望デッキについても、内田委員に確認したところ、デッキ部分も含めて天空カフェテラスという名称になるということで、こちらも天空カフェテラスというビューポイントとして、志摩市景観計画の「誇れる視点場」として追記。</li> </ul> </li> </ul>

<p>金丸委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終的なイメージとして、景観計画改訂（案）の資料に基づいて説明。</li> </ul> <p>○ご意見・ご質問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場の設定について、標高、緯度、経度などのルール作りや誇れる視点場の話ばかりで、現場で確認しても切り取り区域内には全然遠景が入っていないのは疑問である。また、誇れる視点場からの風景を守らなければいけないと一生懸命協議いただいているが、志摩大橋や左手前の地中海風の建物を含める程度の話で、背景のリアス海岸は入っていない。つまり、水平方向の区域は眺望保全区域図に書かれているけれども、垂直方向の範囲は短冊のようで薄いと思う。そうなると、眺望保全区域外の所は自由に開発できてしまうので、垂直の範囲が小さいのではないか。</li> </ul>
<p>事務局（山本）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確かに視点場から眺めると、眺望保全地区の扇型のエリアは賢島までしか含まれていない。</li> </ul>
<p>金丸委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのように水平レベルで扇形の角度は守られている状況だと思うが、上下の垂直方向はものすごく薄いため、遠景ではなく、近景しかないと思う。それで眺望を守るといっても問題があるのではないか。</li> </ul>
<p>浅野会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・距離は中景として視点場から 3,300 メートルまでとしているので、その向こうの風景はどうなるのかということだと思うが、ここは、事務局から志摩市景観計画において遠景、中景、近景の考え方を掲載しているので、紹介頂けるか。</li> </ul>
<p>事務局（山本）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考ページに、近景、中景、遠景の考え方として、近景は 500 メートルまでの距離を示し、建築物の見え方については、建築物表面の模様や形の複雑さも確認することができる距離のものとする。また、中景は 1 本 1 本の樹木のアウトライン、すなわち樹冠は見ることができるが、近距離で見られた 1 本 1 本の細かなディテールを捉えることができない領域となっている。本計画の眺望保全区域では、この中景を採用しており、遠景は、大体の雰囲気は見えるが、色やデザインなど細かい部分がほとんど見えないので、今回の計画の中では踏まえないとしている。さらに、横山展望台から見える英虞湾の景色は、ちょうど反対側に桐垣展望台眺望保全区域があるので、扇型の区域が重なりあい、背景となる眺望景観を守り合っている状況となっている。ただし、おっしゃるとおり、志摩半島までは入っていない。</li> </ul>
<p>金丸委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素朴な疑問として、誇れる視点場は眺望が誇れるので定めるのではないか。例えばインスタ映えを含めて、観光客が写真を撮るときに、遠景の風景が入ると思うが、手前の内湾の海岸線が少し出ている所だけを背景に写真は撮らないと思う。つまり、視点場を計画として情報発信するのはいいが、その景観は薄く切り取られていて、誇れる景観ではないと思う。指定して支障がないのであれば、範囲を広げるのは難しいのか。</li> </ul>

浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な提案は、奥行きを伸ばすということで、つまり奥行きを広げれば、見ための垂直範囲が広がり、眺望が守られるという提案で良いか。</li> </ul>
金丸委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのとおりで、提案の区域だけを切り取った考え方で視点場を指定しても、効果がないのではないかという提案である。</li> </ul>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見は理解できた。景観計画は建物や開発を景観誘導することが目的であり、根拠が必要となる。改訂計画原案 48 ページを見ていただくとわかりやすいが、横山展望台眺望保全地区の基準が掲載されており、遠い所にある私有地まで制限できる状況となっている。また、景観計画では近景と中景、遠景と整理し、近景は視点場から 500 メートルの範囲であり、人間の目は半径 500 メートルぐらいだと、建物の屋根の形や開口部、窓がよく見えるので、従って 500 メートルまでは細かい基準を示し、景観誘導することができる。さらに、中景は 3 キロ先にある木の形が 1 本 1 本見える範囲であり、3 キロを超えるとそこまで見えず連続したものとして見えるので、従って中景までは、個々の建物の高さに規制をかけることができるが、中景より先は建物を制限するわけにはいかない。つまり、このように、私有地の行為を制限するにあたっては、科学的根拠として説明できることが必要である。先ほど事務局が説明したとおり、志摩市の場合は、2 つの眺望保全地区双方の視点場からの眺望保全区域が互いにカバーするように網掛けされているが、伊勢志摩国立公園内の天空カフェテラスからの眺望を眺望景観保全地区に指定しやすかった大きな点は、地区内の大半が国立公園の第 2 種と第 3 種特別地域に指定されていたことが挙げられる。何も規制がない白地の市街地がたくさん含まれると、土地所有者の方から反対意見が出ると思うが、このように第 2 種と第 3 種特別地域については、長い間、国立公園の規制がかかっており、眺望景観保全地区を指定しても反対意見もなく、パブリックコメントを行い了承されているという背景がある。確かに金丸委員のおっしゃるとおり、国立公園内の特別地域でないエリアにリアス海岸の良い風景があれば、必ず開発されると思うので何か規制が必要だと思うが、今回は、2 つの眺望保全地区で互いにカバーしあっており、現段階では眺望景観保全地区が指定されている範囲内で、景観を壊すような大きな開発は起きていないと思う。前回の景観審議会で、現地視察した際に、あちらにもこちらにも行為がなされていて、このままの地区設定では全然景観が守れていないのであれば、抜本的に見直したほうが良いと思うが、今のところは想定したとおりに機能している。</li> </ul>
金丸委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扇型の眺望保全地区の挟み打ちでカバーしあっているなかで、登茂山の山の向こう側で、陰で見えない裏側に工作物が建っても、そこは眺望保全地区ではないというようなこともあると思う。しかし、国立公園の第 2 種と第 3 種特別地域の指定区域を含めると、このような話は関係部署と横断的な連携が重要なことだと思った。どちらにしても眺望景観を保全するといったときに、中景という細かい指定をしながら、見ている範囲はもっと広いので、少し違和感を感じてこのような疑問を抱いたが、今の説明で理解できた。</li> </ul>

<p>浅野会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中景の区域は小さく見えるかもしれないが、専門家の私に言わせると、3キロも規制をすることは本当にすごいことで、思い切って運用していただいていると思う。三重県内の国立公園で眺望保全地区を指定しているのは志摩市だけである。吉野熊野国立公園も、伊勢志摩国立公園内の鳥羽市も、伊勢市も指定しておらず、今のところは、うまく運用されているのではないかと。最初に審議したときには委員の方から、金丸委員が指摘したような意見もたくさん出ており、どのように広くカバーしていくのかを議論して、双方の視点場から規制し合うので良いという結果になった。一般の観光客の方には志摩市の眺望景観保全地区が線で見えるわけではないが、市の眺望保全地区と国立公園の特別地域の2つの制度で相互にカバーしながら、大規模な開発から守られて、あの広い雄大な風景を楽しんでいただくと良いと思う。</li> </ul>
<p>金丸委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インスタ映えの話もしたが、景観担当部署だけでPRするのは大変で、誇れる視点場としてのビューポイントは、もう少し連携して周知していく必要があると思う。</li> </ul>
<p>浅野会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望保全地区の視点場は開発をコントロールするために、景観法の趣旨に基づいて定めるものである。しかし、眺望景観は天空カフェテラスのどこの場所からでも見ていただけるので、PRの仕方は変えたほうが良いと思う。今回の改訂では、横山展望台の名前が変わり、天空カフェテラスになったことで新聞などでも取り上げられており、横山展望台が有名になってきた経緯を見ているので、あとはPRの問題があると思う。</li> </ul>
<p>事務局（山本）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内田委員は本日欠席であるが、事前に今回の議論をしており、その中で、これまでの景観審議会でもサインの話が出ていたので、サインについての進捗を聞かせていただいた。具体的には計画が決まっていないとのことだったが、来年度、サイン関係をもう少し整備するなかで、天空カフェテラスの前にサインを設置するのは逆に景観を阻害するのではないかと、違う所に案内板を整備した方が良いのではとの意見もあった。それと、環境省の計画は施設の案内サインであり、視点場というキーワードを記載することはできるかもしれないが眺望保全地区の説明などを入れることは難しいかもしれないということで、来年度、具体的に変わったときに景観審議会でも相談させてくださいとのことだった。</li> <li>・前回の景観審議会での横山展望台視察時には、観光課の課長にも同行いただいたので、今後は商工観光課とも連携していきたいと思う。</li> </ul>
<p>浅野会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鈴木委員は建築の専門家だが、視点場についてどう思うか。</li> </ul>
<p>鈴木委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望保全地区という基準があるので、このようなことを決めていくことは重要であると思う。PRについては、志摩市の景観が素晴らしいことをアピールしていただきたい。</li> </ul>

浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・井上委員、出口委員はどうであるか。</li> </ul>
出口委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問から外れてしまうかもしれないが、私は国立公園のボランティアを15年勤めており、横山が活動の場である。新しいカフェテラスができたが、古い所が志摩市の視点場であることを知らずにいた。私たちからすると、他にも素敵なビューポイントがたくさんある。それと、私たちはボランティアとして、木を1本でも切るなど環境省から教えられている。しかし、新しくカフェテラスに立ってみるとわかると思うが、もう少し木を伐採していただいて、広く御座の黒森、または浜島の右のほうが見えるようにしていただきたいという意見もある。また、事務局から観光課との協力についてお話しされたが、「天空カフェテラス」も「そよ風テラス」も素晴らしく、一般の方々からも好評を得ているが、カフェテラスにはベンチがなく、そよ風テラスの展望デッキもベンチが限られている。実際にベンチを見ると、腰掛けられるが、ただ座るだけではなく、ビューポイントとして楽しむには置き方が違ってくると思うので、私はそれが気になった。</li> </ul>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天空カフェテラスの課題については、内田委員に伝えていただきたいと思う。</li> </ul>
出口委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天空カフェテラスの階段にお年寄りが座っている様子をよくみるが、階段に座っても立ち上がるのにも苦勞されている。私たちも事前に環境省のプログラムは頂いているが、視点場やビューポイントをつくるのであれば、このようなところも商工観光課に見ていただきたいと思う。</li> </ul>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座れるようにしている所もあれば、テラスのように多くの人がかかるのでベンチは置いていないというように、環境省としては広い空間と座れる空間の両方をつくっているという考えではないか。いずれにしても、多くの方からそのような意見があるので、事務局から環境省に伝えてほしい。それから、他の市町でも言えるが、例えば景観計画で景観重要建造物に指定されていたり、眺望保全地区に指定されたりしても、観光面では掲載されていないことが多い。これは縦割りの弊害だと思っているので、観光部局が発行するパンフレットにもこれらを掲載していただくよう観光課と連携することが重要である。</li> </ul>
事務局（森本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そう思う。</li> </ul>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志摩市の景観計画のビューポイントに指定されていることがわかると、観光客も増えると思う。</li> </ul>
井上委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・このような形で視点場を決めていただくことは、良いことだと思う。委員の皆さまの意見を聞いていると、気づきも多く感心していた。</li> </ul>

浅野会長	・他に何か補足の意見はあるか。
事務局（森本）	・写真については、現状も踏まえて、再度、確認させていただきたい。
金丸委員	・波切は本当に素晴らしい風景がたくさんあるので、写真はよろしくお願ひしたい。
浅野会長	・波切も眺望保全地区に追加していければ良いと思う。
金丸委員	・専門的には、少し離れた所からカメラのレンズを望遠にして撮ると、商店街もアングルにうまくおさまり良いと思う。
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘していただいた写真は、事務局で検討していただきたい。</li> <li>・横山展望台の改修に伴う新たな視点場の設定についての意見は以上とする。</li> <li>・今後は、原案をベースに進めていただきたい。</li> </ul>
事務局（山本）	<p>議事（２）志摩市景観計画の改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②国道 167 号鵜方磯部 BP の開通に伴う沿道ゾーンの追加について</li> <li>③三重県屋外広告物禁止地域の追加に伴う沿道ゾーンの追加（市道横山線及び市道横山支線）について</li> <li>④景観重要公共施設への追加について</li> </ul> <p>○事務局の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 3 に基づき説明。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 新たに開通した国道 167 号鵜方磯部 BP を沿道ゾーンに追加。</li> <li>b. 三重県が屋外広告物の禁止地域として新たに追加した市道横山線と市道横山支線についても沿道ゾーンに追加。</li> <li>c. この件は、これまでの景観審議会にて報告済。追加には異議なし。</li> </ul> </li> <li>・上記の三つの道路について、景観上重要な「景観重要公共施設」へ追加したい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 「景観重要公共施設」についての概要説明。</li> <li>b. 道路管理者である三重県との協議内容を報告。追加については大方問題ない。</li> </ul> </li> </ul> <p>○ご意見・ご質問</p>
出口委員	・国道 260 号の写真は、パールブリッジなど、海の見えるところが良い。
金丸委員	・国道 260 号の写真は和具を入れた方が良いのではないかと。
事務局（森本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確かにパールブリッジを写したほうが良い。</li> <li>・県道安乗港線の雨の写真は差し替えた方が良い。</li> </ul>
事務局（山本）	・写真はそのとおりで、意見をふまえて検討する。

浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局で写真は見直すこととする。</li> </ul>
事務局（山本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加事項として、三重県との協議の中で現在工事中の磯部バイパスも今回の計画で沿道ゾーンや景観重要公共施設として反映してはどうかとの話があったので、その方向で調整している。</li> </ul>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・了解した。</li> </ul>
金丸委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 167 号バイパス沿道に砂利場があるが、あれはどのようなものか。</li> <li>・コンビニやパチンコ屋ができるのではないかと心配した。</li> <li>・沿道でなければ良いが、大型商業施設が入るといふ噂も気になっている。</li> </ul>
事務局（森本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイパスは本来 4 車線であるが、当分の間は 2 車線で供用開始しており、碎石を敷いている部分は残りの 2 車線の部分である。施工が難しい箇所は砂利敷きとなっている。</li> </ul>
事務局（山本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見通しはないが、もし 4 車線にするのであれば、現在協議中の景観重要道路に関する基準も修正が必要であると三重県から意見があった。</li> </ul>
事務局（森本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要公共施設について、道路、河川、公園などの公共施設とあるが、海岸線は景観重要公共施設にはならないのか。</li> </ul>
都市環境研究所 （高田）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市施設が基本となる。</li> </ul>
事務局（森本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省の所管する海岸保全地区は景観重要公共施設には該当しないのか。</li> </ul>
都市環境研究所 （高田）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱海かどこかで海岸線も入れている事例があったような気がするが、指定のハードルは高いと伺っている。</li> </ul>
事務局（森本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、国府の白浜や御座の白浜の海岸、市後浜、あづり浜などは景観として守っていききたい。</li> </ul>
都市環境研究所 （高田）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要公共施設の趣旨は、例えば、市道、県道、国道のように管理者が異なる公共施設が同じエリアにあるのに全く違う整備を行い景観上の不具合を避けるために統一感を持たせる制度である。ただし、国道に関しても志摩市が景観行政団体として判断できるというメリットがあるが、自然環境を守るという視点ではないことに留意する必要がある。したがって海岸になると防波堤などの整備に関して景観誘導していく効果は出てくると思うが、それと海岸線を守ることの目的の違い</li> </ul>



	<p>をはっきりした上で、国と協議をした方が良い。</p>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、浜辺の景観も重要となれば、景観重要公共施設を見直していくことは可能だと思うが、国府は重点地区指定が一番良いと思う。三重大学と志摩市との共同研究では、浜と集落を一体で重点地区にすべきという提案をしている。そのときは地元では直ちに賛同が得られなかったが、また機会があれば、そのような話に持っていくと良い。</li> </ul>
金丸委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志摩市は財政難であるが、新たに SDGs 認証もされたので、そのようなことを契機に何かできると良いと思う。</li> </ul>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国府は住民の皆さんの賛同が得られなかったが、賛同がいただけると志摩市景観計画の中でもできることが結構ある。ポイントは地域の合意である。</li> </ul>
事務局（柴原）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そのとおりである。</li> </ul>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、重点地区指定の追加などの良い話題があれば議論したいと思う。</li> <li>・今後の検討事項とする。</li> </ul>
事務局（山本）	<p>議事（２）志摩市景観計画の改訂</p> <p>⑤太陽光発電・風力発電の設置に関する景観形成基準（案）について</p> <p>⑥太陽光発電・風力発電の設置に関する景観形成ガイドライン（案）について</p> <p>○事務局の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料４に基づき説明。</li> <li>・近年の社会情勢の説明。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a.市内の太陽光発電設備の設置が増えてきている。</li> <li>b.小規模なものからメガソーラーと言われるものまで増えてきている。</li> <li>c.そのような現状を踏まえ、今回の改訂の中に景観形成基準を盛り込みたい。</li> <li>d.同時にさらに具体的な内容を盛り込んだガイドラインも策定したい。</li> </ul> </li> <li>・現在の太陽光発電施設の設置における景観に関する届出対象の説明。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a.高さ10mを超えるもの、または建築面積500㎡を超えるもの</li> <li>b.太陽光発電施設を設置するための3000㎡以上の切り盛りのある造成</li> </ul> </li> <li>・届出に対する景観への配慮事項として指導していることの説明。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a.低反射のパネルで環境配慮型のもので指導している。</li> <li>b.敷地を囲うフェンスも茶色系で指導している。</li> </ul> </li> <li>・これまでに実際に設置されたパネルの様子を写真で説明。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a.多くが環境配慮型で低反射のものを使っている。</li> <li>b.パネル色は青みがかったパネルや黒っぽいパネルが多く、どちらも景観に影</li> </ul> </li> </ul>

響を与える色味ではない。

- c. フェンス色は茶色だけでなく、亜鉛メッキ仕様も多くあるが、景観に影響を与える色味ではないので、今回の改訂では亜鉛メッキも含んだ内容としたい。
- ・今回定める景観形成基準と景観形成ガイドラインの具体的な内容を説明。
  - a. 三重県の太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインをベースとし、そこに志摩市独自の基準を追加したい。
  - b. 今回欠席の色彩の専門である田邊委員も三重県のガイドラインを基本的に参考にしたらよいのではないかとということ。
  - c. 昨年度6月に条例化された「志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例」と、同時に定められた「小規模な太陽光発電設備設置事業に関するガイドライン」において、景観に関する基準も盛り込まれているので、その内容と整合をとる必要がある。
  - d. 基本的には三重県のガイドラインを参考に、志摩市の条例や小規模なガイドライン、そして、景観的に必要な部分を加えた上で、これから景観形成基準や景観形成ガイドラインを定めていきたい。
- ・資料5、6について説明。
  - a. 景観形成ガイドラインと景観形成基準の区別としては、景観形成基準が上位のものであり、大きく景観上で守っていただきたい内容を定めたものになる。そして、それを達成するために、さらに詳細に定めたものが、景観形成ガイドラインということでイメージしていただきたい。
  - b. その他、県外のお市町の基準について、参考となるような資料を提示。
  - c. ガイドラインについては、設置する場所によって共通事項としての基準やゾーン別に分けて基準を設けている。
  - e. 具体的な基準は以下のとおりである。

#### (1) 規模等

##### 志摩市景観形成ガイドライン（案）

- ・太陽光発電施設の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにすること。
- ・勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しのないように設置すること。
- ・陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景を図ること。

##### 志摩市景観計画で定める景観形成基準（案）

- ・太陽光発電施設の最上部は、できる限り低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。

#### (2) 配置、緑化等

##### 志摩市景観形成ガイドライン（案）

- ・太陽電池モジュールの向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とすること。

- ・自動車や歩行者等の交通量の多い道路から見える場所や民家等に隣接した場所に設置する場合は、直接見えないよう植栽等で目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにすること。
  - ・歴史的集落や農漁村集落、市街地、観光保養地に設置する場合は、太陽光モジュールの配置を工夫したり、植栽したりするなど、人工物（土台や支柱を含む）の存在感を軽減させる工夫をすること。
  - ・太陽光発電施設は、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景すること。
  - ・柵塀等を設置する場合は、道路の沿道に直接面して設置せず、圧迫感回避のため、緩衝帯などによって一定の後退距離を確保すること。
- ※後退距離については
- 「道路端（農道、林道、自転車道を含）から 5m 以上」
- 「隣地境界から 3.0m 以上。また、隣接する土地に建築物がある場合は、その土地の境界から 5.0m 以上」
- ・山地や丘陵地の頂上付近や尾根線付近、高台等への設置は避けること。やむをえず設置する場合は、稜線を乱さない若しくは土地の形状に違和感を与えないように設置するなど、太陽光発電施設が突出しないようにすること。
  - ・誇れる視点場から望見できる場所や山の斜面への設置は避けること。やむをえず設置する場合は、施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散して配置したり、植栽するなど、人工物（土台や支柱を含む）の存在感を軽減させる工夫をすること。
  - ・太陽光パネルの反射光などにより誇れる視点場からの眺望景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景すること。

#### 志摩市景観計画で定める景観形成基準（案）

- ・太陽光発電施設は、植栽等で目隠しを行うなど、道路等の公共の場所から容易に目立たないように配慮すること。
- ・太陽光発電施設（柵塀等含む）は、敷地境界からできる限り後退し、圧迫感の軽減に配慮すること。
- ・誇れる視点場から望見できる場所や山の斜面への設置はさけること。やむをえず設置する場合は、人工物（土台や支柱を含む）の存在感や反射光を軽減させる工夫をすること。

#### （3）形態・意匠

##### 志摩市景観形成ガイドライン（案）

- ・目立たないデザインとするなど周辺の景観と調和させること。
- ・太陽光発電施設を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と調和するものとする。
- ・歴史的集落において、太陽光発電施設を屋根に使用または設置する場合は、和風の瓦屋根に調和するものとする。

志摩市景観計画で定める景観形成基準（案）

- ・太陽光発電施設等を使用または設置する場合は、周辺景観との調和に配慮すること。

(4) 色彩、素材

志摩市景観形成ガイドライン（案）

- ・太陽電池モジュール（太陽光パネル。以下同じ。）の色彩は、周囲の景観と調和した色彩（建築物の屋根等に設置する場合は、屋根等と一体的に見える色彩）とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、ダークグレー又は濃紺色の中から選択すること。
- ・太陽電池モジュールは、低反射（反射光を抑える処置がなされたもの）で、文字や絵、図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用すること。
- ・フレームや架台の色彩は、太陽電池モジュールと同様に、周囲の景観と調和した色彩とすること。」
- ・パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、周囲から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合を除き、ダークブラウン等、周囲の景観と調和した色彩（建築物に設置する場合は、建築物と一体的に見える色彩）とすること。

志摩市景観計画で定める景観形成基準（案）

- ・太陽光パネルの色彩は、黒、ダークグレー又は濃紺色の目立たない色彩とすること。
- ・太陽光発電施設等のフレームや架台、脚部、附属設備、フェンス等は道路等の公共の場所から容易に目立たないように、位置や形状、色彩に配慮すること。ただし、遮へい効果のある生垣や板塀等を敷地周辺に配置するなど、周辺景観との調和に配慮した場合はこの限りでない。

(5) その他

志摩市景観形成ガイドライン（案）

- ・景観重要建造物や指定文化財（建造物、史跡名勝、天然記念物に限る）近傍では、地上型太陽光発電施設の設置を避けること。
- ・稼働後の時間経過に伴う景観の悪化につながらないように、敷地や設備機器類の維持管理が省力化できるよう努めること。
- ・当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が最小限となるよう計画すること。

(6) 維持管理

志摩市景観形成ガイドライン（案）

- ・太陽光発電施設（附属施設を含む）及び敷地については、定期的に保守点検を行

	<p>うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観の悪化を防ぐように努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該太陽光発電施設の撤去に関する計画を定め、撤去する必要がある場合は、長期間放置することなく、設置者（事業者）、施設管理者、敷地所有者等において適切に撤去すること。</li> <li>・風力発電設備の設置に関する基準について説明。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. これまでの審議会において、答申というかたちですでに基準を定めている。</li> <li>b. 今回定めるガイドラインや景観形成基準は、基本的にはその内容を踏まえて作成している。</li> </ul> </li> </ul> <p>○ご意見・ご質問</p>
鈴木委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志摩市景観計画の景観形成基準案やガイドラインは、太陽光パネルについて詳しく書いているので良いと思う。志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例では、土砂流出防止対策等の検討とあるが、これは何か細かく対策など物件ごとに事業者から計画提案されるものなのか。</li> </ul>
事務局（山本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この条例は、景観よりは環境面の内容となり、細かく求めているものがある。</li> </ul>
鈴木委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切土、盛土が多かったり、造成工事が大規模であったりすると反対意見が多く民間の方の合意が得られにくいと思うので、自然環境などについては何か定めがあるのかと思った。</li> </ul>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局で確認することとする。</li> </ul>
鈴木委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置後の維持管理は、例えば半年に1度の管理などの対策も求めるところがあると思う。基準としてそこまで定めることはないかもしれないが、劣化は良いのか。設置する場合には必ずこのようにしなければならぬとするなどの維持管理面も必要だと思う。</li> </ul>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理については時間的経過に伴う景観悪化を防ぐよう努めるとされている。</li> </ul>
鈴木委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器だけではなく維持管理面も必要だと思う。</li> <li>・計画や資料を出してもらったほうが良いと思う。</li> </ul>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局で検討することとする。</li> </ul>
金丸委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光の電力の買い取り価格が下がり、廃業する業者がいる。ガイドラインの先の話だが、誰のものかわからなくなった場合はどのようにするのか。</li> </ul>

事務局（森本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パネルを設置しているのが市外の事業者で、つぶれて連絡がつかなくなった場合は、どのようにしたら良いのか。</li> <li>・委員がおっしゃるように、連絡がつかなくなるとどうしようもないので危惧している。一般の大企業が工場を開くために志摩市に来て、倒産して建物が廃墟化するのと同様に行政としてもなかなか一步入るのは難しい現状である。</li> <li>・普段から維持管理をきちんとしてもらえるかどうか、チェックしていかざるを得ないと思う。</li> <li>・空き家対策と同様で、もともと個人の権利があり、住んでいるときは個人のものだと主張するが、廃墟化し相続する人もいないと、相続放棄が起こったり、所有者がわからなくなったりする。また、台風のために瓦や横の壁が飛んでくるなど、隣人は大変迷惑している。それと一緒に、将来的に太陽光の廃材がどのような処置になるのかは今の時点では不明確である。</li> </ul>
金丸委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・真珠小屋のつぶれた跡や漁師小屋の劣化したものもあり、太陽光発電施設が劣化してしまったら、ゴミだらけになる。</li> </ul>
事務局（山本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の条例では、撤去および処分に関する規定があるので、計画書を出させることになっている。景観面等でそのようなことがないように適切に管理しようという基準であり、その段階である程度、指導できると思う。</li> </ul>
金丸委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10年スパンで事業者がつぶれることも考えられるので心配である。</li> </ul>
事務局（山本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃業後逃げてしまう事業者は、計画を出していようが、出していまいが関係ないので対応が難しい。</li> </ul>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成基準と景観ガイドラインについては、今年度、改訂計画をまとめて、平成31年4月1日から運用予定である。2月ごろに最後の景観審議会を開き、改訂版の計画を示していただきたい。</li> </ul>
事務局（森本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電施設については詳細な基準があるが、風力発電施設についても、もう少し詳細なガイドラインを検討していきたい。</li> </ul>
金丸委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眺望保全地区は内湾ばかりだが、外湾も大事だと思う。視点場を定めて地道に規制していても、辺野古のようなことになると市の指導力は国に及ばくと思う。また、外湾の景観に関係するもので風力発電だと指導も及びにくい。</li> </ul>
事務局（森本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要公共施設として海岸を指定できれば、運用効果はあるかもしれない。ただし、風車が並んでいる海岸沿いがデザイン的にきれいだということで、北欧では観光で潤っている例もある。</li> </ul>

金丸委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電は反対とは思っていないが、ケース・バイ・ケースで、これはよくない、こちらの場合はよいということがあると思う。そのときに何も効力がないような状況が避けられればと思う。</li> </ul>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海上型風力はまだ実験中であるので、心配すべきこととしておき、まずはガイドラインを作り運用すれば良い。将来、海上型が出たら、そのときに市としてできることがあれば、ガイドラインを見直すことになると思う。</li> <li>・小さい質問だが、太陽光発電パネルの色彩で、県のガイドラインにはダークブラウンが入っているが、これを外した理由としては、ダークブラウンの製品が実際に出回っていないということか。</li> </ul>
事務局（山本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績がないので、三重県がダークブラウンを定めているのは特殊に思う。</li> <li>・鈴木委員は県の景観審議会にも行かれているが、理由がわからないか。</li> </ul>
鈴木委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・恐らく暫定で定めたもので、実際はダークブラウン系の素材が出回っていないといった状況だと思う。</li> </ul>
浅野会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案のとおり、実際には濃い青のほうが工業製品として出回っていると思うので、この基準で良いと思う。</li> <li>・今回定めるガイドライン（5）その他「景観重要建造物や指定文化財の近傍では」と記載されているが、文章は問題ないが、景観重要樹木はなぜ外したか。また、近傍という表現は曖昧で、指導するときに困ることになるので、近傍は例えば括弧書きで概ね 50 メートル以内など明記しておいた方が良いと思う。</li> <li>・近傍の目安を入れておかないと事業者から反論されて、この基準が活かされない場合もあると思う。</li> <li>・景観重要樹木については、協議対象を増やす意味でも記載した方が良い。</li> </ul>
事務局（山本）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観重要樹木の指定はないが、景観計画では例として「おりきの松」も挙げているので、景観重要樹木も加えることとしたい。</li> </ul>
事務局（山本）	<p>議事（3）その他</p> <p>○事務局から説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のスケジュールについて説明。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. これから今回の意見を参考に、最終の改訂作業を進める。</li> <li>b. 年が明けた頃にパブリックコメントを実施したい。</li> <li>c. 同時に最終案を皆さんにお送りさせていただく予定である。</li> <li>d. 最後の景観審議会は 2 月ぐらいに開催し、計画改訂の最終確定をしたい。</li> </ul> </li> </ul> <p>※景観審議会の委員の任期が平成 31 年 1 月 31 日であり、できれば現在の委員で</p>

浅野会長	<p>最終審議会を行いたい、スケジュールの都合で現時点ではまだわからない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・閉会の挨拶</li></ul> <p>～終了～</p>
------	--